

事務連絡  
令和3年3月22日

各一時保育事業実施保育所園長 様

川崎市こども未来局  
保育事業部保育第1課長

**令和3年度川崎市一時保育事業補助金の交付申請並びに令和2年度当該補助金の  
利用料減収補填補助額の交付申請、基本補助額の変更交付申請及び実績報告等  
について（通知）**

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度当該補助金については、別紙「一時保育事業補助金」のとおり、制度の見直し等を行うことといたしました。つきましては、令和3年度当該補助金の取扱いについて、次のとおり通知いたします。

また、令和2年度当該補助金につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度と比較し、利用者数が大幅に減少していることから、利用料の減収に対する補填を行いますので、令和2年度当該補助金の利用料減収補填補助額の交付申請及び基本補助額の変更交付申請、実績報告についても、次のとおり御提出ください。

なお、令和2年度当該補助金の加算補助額の障害児受入分及び第4四半期分についても、令和3年3月31日付で令和3年4月7日（水）までに御提出ください。

**1 令和3年度の交付申請手続き等について**

令和3年度の当該補助金の交付申請等に係る申請書類及び申請期限については、次の表のとおりとします。

申請書類	申請期限
一時保育事業利用状況報告書（令和2年度3月分を除く） ※郵送やエクセルファイルではなく、PDF ファイルに変換し、メールにてお送りください。なお、押印は必要ありません。	当該月の翌月5日頃まで
令和3年度一時保育事業補助金（基本補助額）交付申請書*	令和3年4月1日付で 6月4日（金）まで
令和3年度一時保育事業補助金障害児加算認定協議書	令和3年5月31日（月） まで
令和3年度一時保育事業補助金（加算補助額）第1四半期分	令和3年7月1日付で 7月9日（金）まで
令和3年度一時保育事業補助金（加算補助額）第2四半期分	令和3年10月1日付で 10月8日（金）まで
令和3年度一時保育事業補助金（加算補助額）第3四半期分	令和4年1月4日付で 1月7日（金）まで
令和3年度一時保育事業補助金（加算補助額）第4四半期分	令和4年3月31日付で 4月8日（金）まで

※年度途中での開始の場合、一時保育事業補助金（基本補助額）交付申請書の申請期限につ

いては、当該開始日付で開始月前月の20日頃までとします。

## 2 令和2年度の基本補助額の変更交付申請及び実績報告の手続きについて

令和2年度の当該補助金の基本補助額の変更交付申請及び実績報告に係る申請・報告書類並びに申請・報告期限については、次の表のとおりとします。

申請・報告書類	申請・報告期限
令和2年度一時保育事業補助金（基本補助額）変更交付申請書※	令和3年3月31日付で 4月9日（金）まで
令和2年度一時保育事業補助金（基本補助額）執行状況報告書	
令和2年度一時保育事業利用実績表	
令和2年度一時保育事業実績報告書	令和3年3月31日付で 4月末日まで

※一時保育事業補助金（基本補助額）変更交付申請書は、年間利用児童数が当初見込みを上回る区分となり、当初交付額が増額となる場合に提出が必要です。

## 3 令和2年度の利用料減収補填補助額の概要及び交付申請の手続きについて

### 【概要】

一時保育事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から大幅に利用者数が減少しているため、利用料金について令和元年度の利用料収入から令和2年度の利用料収入を差し引いた額を補填いたします。

つきましては、令和2年度の当該補助金の交付申請等に係る申請書類及び申請期限については、次の表のとおりとします。

申請・報告書類	申請・報告期限
令和2年度一時保育事業補助金（利用料減収補填補助額）交付申請書	令和3年3月31日付で 4月16日（金）まで
令和2年度3月分及び利用者数に訂正がある月の一時保育事業利用状況報告書	<b>令和3年3月31日付で 4月5日（月）まで（厳守）</b>

※令和2年度一時保育事業利用料減収補填補助額を算出するためには、令和2年度の利用人数を確定させる必要があります。つきましては、**3月分及び訂正がある月の一時保育利用状況報告書を必ず上記の期間までに御提出ください。**なお、本市で内容を確認後、各施設の利用料減収補填補助額が記載された通知書を令和3年4月9日（金）までにメールにて送付いたしますので、記載された補助額が正しいことを御確認いただいた上で、上記交付申請書を御提出ください。

## 4 その他

令和3年度から制度・運用の変更を行いますので、別紙「一時保育事業補助金」をご参照ください。

保育第1課 担当  
電 話 044-200-2662  
F A X 044-200-3933  
Eメール 45hoiku@city.kawasaki.jp

# 一時保育事業補助金

## 【概要】

保護者のパートタイム勤務等就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の急病・入院等に伴う緊急的な保育のニーズに応えるためのもの

### <基本補助額>

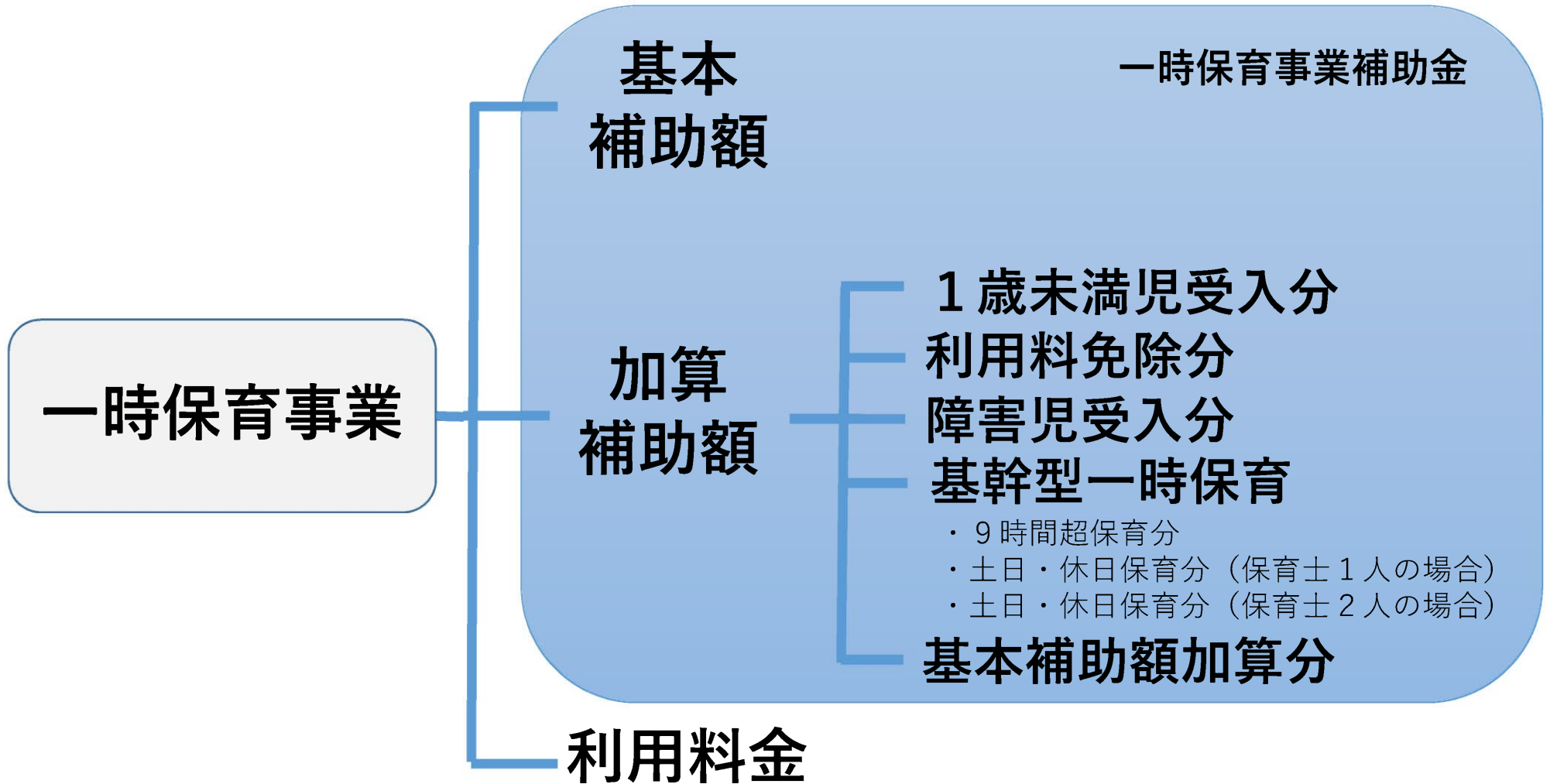
基本となる運営費を補助するもの

### <加算補助額>

1歳未満児・障害児の受入促進、低所得世帯等の利用料免除などを補填、補助するもの

- ・ 1歳未満児受入分
- ・ 利用料免除分
- ・ 障害児受入分
- ・ 基幹型一時保育
  - ・ 9時間超保育分
  - ・ 土日・休日保育分（保育士1人の場合）
  - ・ 土日・休日保育分（保育士2人の場合）
- ・ 基本補助額加算分（令和3年度追加）

# 一時保育事業 構成図



# 利用料免除の対象

一時保育の利用は川崎市民以外の方でも可能ですが、利用料免除の対象は原則として川崎市民の方に限ります。

- |                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| ① 生活保護世帯                  | ② 非課税世帯（単身赴任は除く）      |
| ③ 里親に委託されている児童            | ④ 児童扶養手当受給世帯          |
| ⑤ <u>きょうだい減免</u> ※令和3年度追加 | ⑥ <u>多胎児</u> ※令和3年度追加 |

## <申請書類>

- ・利用料免除に係る挙証資料は、四半期ごとにコピーを添付してください。  
※前の期で提出している場合でも、次の期で省略することはできません。
- ・免除事由に複数該当する場合は、いずれか一つの証明で足ります。  
ただし、生活保護世帯、非課税世帯、里親に委託されている児童、児童扶養手当受給世帯のいずれかに該当する場合は、きょうだい減免及び多胎児よりも優先としてください。
- ・利用料免除に係る挙証資料については、別紙「一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧」をご確認ください。

# 令和3年度からの変更点

- ① 保育所等の利用申請の要件の変更に伴う就労に係る利用要件の変更
- ② 基本補助額の取扱いの変更  
※年度途中で事業を開始した場合等における実施月数に応じた補助金の支弁
- ③ 基本補助額の単価の改定による増額
- ④ 基本補助額加算分の新設
- ⑤ 利用料免除の対象の変更
  - ・きょうだい減免
  - ・多胎児
- ⑥ 全市一律料金の見直し
- ⑦ 利用料免除分の挙証資料の取扱いの変更  
※別紙「一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧」をご確認ください。

# 令和3年度からの変更点(①・②)

## ① 保育所等の利用申請の要件の変更に伴う就労に係る利用要件の変更

保育を必要とする事由の就労における要件が、これまでの「1日4時間以上かつ月16日以上就労していること」から「1日の就労時間及び就労日数に関わらず月64時間以上就労していること」へ変更になることに伴い、一時保育の利用要件も、「月64時間に満たない就労」や「月64時間以上だが週3日以内の就労」等の場合に、一時保育を利用できるものとします。

## ② 基本補助額の取扱いの変更

年度途中で事業を開始した場合等、通年で事業を行わない施設については、事業実施月数に応じて基本補助額の支弁を行うこととします。

### ③ 基本補助額の単価の改定による増額

国の補助基準額の変更に伴い、基本補助額の単価を変更いたします。

単位：円

年間延利用児童数	※令和2年度単価 基準人数のすべてが 保育士の場合	※令和3年度単価 基準人数のすべてが 保育士の場合	※令和2年度単価 基準人数の1/2以上が 保育士の場合	※令和3年度単価 基準人数の1/2以上が 保育士の場合
300人未満	2,607,000	<b>2,676,000</b>	2,607,000	<b>2,676,000</b>
300人以上900人未満	2,997,000	<b>3,024,000</b>	2,880,000	<b>2,907,000</b>
900人以上1,500人未満	3,213,000	<b>3,240,000</b>	3,092,000	<b>3,119,000</b>
1,500人以上2,100人未満	4,641,000	<b>4,680,000</b>	4,466,000	<b>4,505,000</b>
2,100人以上2,700人未満	6,069,000	<b>6,120,000</b>	5,840,000	<b>5,891,000</b>
2,700人以上3,300人未満	7,497,000	<b>7,560,000</b>	7,214,000	<b>7,277,000</b>
3,300人以上3,900人未満	8,925,000	<b>9,000,000</b>	8,588,000	<b>8,663,000</b>
3,900人以上4,500人未満	10,353,000	<b>10,440,000</b>	9,962,000	<b>10,049,000</b>
4,500人以上5,100人未満	11,781,000	<b>11,880,000</b>	11,336,000	<b>11,880,000</b>
5,100人以上5,700人未満	13,209,000	<b>13,320,000</b>	12,710,000	<b>13,320,000</b>
5,700人以上6,300人未満	14,637,000	<b>14,760,000</b>	14,084,000	<b>14,760,000</b>
6,300人以上6,900人未満	16,065,000	<b>16,200,000</b>	15,458,000	<b>16,200,000</b>
6,900人以上7,500人未満	17,493,000	<b>17,640,000</b>	16,832,000	<b>17,640,000</b>
7,500人以上	18,921,000	<b>19,080,000</b>	18,206,000	<b>19,080,000</b>

※上記配置要件の年度途中での切替えはできませんので御注意ください。



## ④ 基本補助額加算分の新設

### 【概要】

年間利用者数が700人～1,499人の施設について、100人ごとに区分を分け、基本補助額に加えて以下の金額を加算します。

年間延利用児童数	基準人数のすべてが 保育士の場合	基準人数の1/2以上が 保育士の場合
700人以上 800人未満	144,000	141,200
800人以上 900人未満	180,000	176,500
900人以上 1,000人未満	0	0
1,000人以上 1,100人未満	240,000	231,000
1,100人以上 1,200人未満	480,000	462,000
1,200人以上 1,300人未満	720,000	693,000
1,300人以上 1,400人未満	960,000	924,000
1,400人以上 1,500人未満	1,200,000	1,155,000

## ⑤ 利用料免除の対象の追加

### ◎ きょうだい減免

#### 【概要】

未就学の他のきょうだいが、以下の認可保育所等を同時に利用する場合に、一時保育を利用するきょうだいの利用料金を第2子目は半額、第3子目以降は無料にするものです。※1  
ただし、対象となる児童自身が以下の一時保育事業を除く認可保育所等に在籍・利用している場合は適用できません。※2 なお、「3子以上同時利用の第3子以降分の免除」については、「きょうだい減免」に免除対象児童が内包されるため、内容を削除しておりますので、ご注意ください。

※1…未就学のきょうだいが一時保育を同時に利用する場合に限らず、きょうだいのうち1人以上が認可保育所等に在籍・利用する場合には、一時保育を利用する他のきょうだいの利用料金を減免します

※2…普段は幼稚園に通っており、幼稚園の夏休み、冬休みなどに一時保育を利用する場合など

#### 【提出資料】

- ・住民票
- ・未就学のきょうだいが認可保育所等を利用していることが分かる書類  
(施設の連絡帳の写し、施設からの配布物等)

#### 認可保育所等

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業の通常保育、幼稚園、川崎認定保育園、年度限定型保育事業、おなかま保育室又は一時保育事業 ※一時保育事業は対象児童と同日に利用する場合に限る

## ⑤ 利用料免除の対象の追加

### ◎ きょうだい減免の例

未就学のきょうだい ※左から出生順		第1子目		第2子目		第3子目	
		利用施設	免除区分	利用施設	免除区分	利用施設	免除区分
例1	2人きょうだい	一時保育	免除なし	一時保育	半額		
例2	2人きょうだい	幼稚園		一時保育	半額		
例3	3人きょうだい	一時保育	免除なし	一時保育	半額	一時保育	無料
例4	3人きょうだい	幼稚園		一時保育	半額	一時保育	無料
例5	3人きょうだい	幼稚園		幼稚園		一時保育	無料
例6	2人きょうだい	一時保育	半額	幼稚園			
例7	3人きょうだい	一時保育	無料	幼稚園			
例8	2人きょうだい	なし		一時保育	免除なし		
例9	3人きょうだい	一時保育	免除なし	なし			

<解説>

※本加算により、**第2子目の利用は半額免除、第3子目以降の利用は無料**となります。ただし、第1子目の取扱いについては、きょうだい減免による負担軽減を促進するため、例6・7のような場合には、**本加算上、一時保育の利用以外で認可保育所等を利用している年長児から第1子目として数えることにより、実際は第1子目であっても、第2子目又は第3子目の免除区分が適用されます。**

※例8の場合、本加算は、未就学のきょうだいのうち認可保育所等を利用している児童を基に算定するため、第1子目は認可保育所等の利用がないことから、**本加算上の第1子目には該当せず、実際の第2子目が第1子目として数えられ、一時保育の利用は半額免除とはなりませんので、御注意ください。**

※例9も例8と同様に、第2子目は認可保育所等の利用がないため、**実際の第3子目が本加算上の第2子目として数えられ、一時保育の利用は無料とはならず、半額免除が適用されます。**

## ⑤ 利用料免除の対象の追加

### ◎ 多胎児

#### 【概要】

多胎児家庭の育児疲れ等による心理的・身体的負担の軽減を図るため、未就学の多胎児が一時保育を利用する場合に、利用料金を無料にするものです。ただし、本加算は就労以外の「緊急・一時保育」にのみ適用が可能であり、「非定型的保育」については、適用できません。

就労の場合の「緊急・一時保育」及び「非定型的保育」を利用する場合は、きょうだい減免が適用されます。

なお、対象となる児童自身が以下の一時保育事業を除く認可保育所等に在籍・利用している場合は免除の適用ができません。（※1）

※1…普段は幼稚園に通っており、幼稚園の夏休み、冬休みなどに一時保育を利用する場合など

#### 【提出資料】 住民票

#### 認可保育所等

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、医療型児童発達支援、企業主導型保育事業の通常保育、幼稚園、川崎認定保育園、年度限定型保育事業、おなかま保育室又は一時保育事業 ※一時保育事業は対象児童と同日に利用する場合に限る

## ⑤ 利用料免除の対象の追加

◎ 多胎児の例 ※多胎児は太線で囲んでいます

未就学の多胎児 ※左から出生順		1子目		2子目		3子目	
		利用施設	免除区分	利用施設	免除区分	利用施設	免除区分
例1	双子	一時保育	無料	一時保育	無料	/	
例2	双子	一時保育	無料	利用なし	/		
例3	三つ子	一時保育	無料	一時保育	無料	一時保育	無料
例4	三つ子	一時保育	無料	利用なし	/	一時保育	無料
例5	双子	利用なし	/	一時保育	無料	一時保育	免除なし

## ⑤ 利用料免除の対象の追加

< 「きょうだい減免」と「多胎児」を同時に適用する場合の取扱いについて >

(例) 双子 + きょうだい3人の5人きょうだい全員が一時保育を利用する場合

※多胎児の利用理由が就労以外の「緊急・一時保育」の場合

双子である「双子1子目」、「双子2子目」は多胎児の適用により無料となりますが、双子を除いた「きょうだい1子目」がきょうだい減免における第3子目ではなく、第1子目として数えられます。よって、「きょうだい1子目」は免除なし、きょうだい2子目」は半額、「きょうだい3子目」は無料となりますので、御注意ください。

未就学の きょうだい ※左から 出生順	※就労以外の「緊急・一時保育」の場合				きょうだい 1子目		きょうだい 2子目		きょうだい 3子目	
	双子1子目		双子2子目		利用 施設	免除 区分	利用 施設	免除 区分	利用 施設	免除 区分
	利用 施設	免除 区分	利用 施設	免除 区分						
双子 + きょうだい	一時 保育	無料	一時 保育	無料	一時 保育	免除 なし	一時 保育	半額	一時 保育	無料

## ⑥ 全市一律料金の見直し

### 【概要】

一時保育の利用料金は、これまで市内一律の金額を設定していましたが、半日利用や数時間利用といった利用方法の多様化と、それらに対応した利用料金を設定することで、利用者の利便性の向上及び利用者数の増加を見込めることから、現在の料金設定（1歳未満児：日額2,900円、3歳未満児：日額2,500円、3歳以上児：日額1,500円）を日額上限（9時間超保育利用料は含まない）として、一日単位の利用料金の他に、半日・時間単位の利用料金など、独自の運用、料金の設定が可能といたします。

なお、各施設で独自の運用、料金設定を行った場合は、利用料免除の加算補助額の単価も同様に独自に設定した料金単価で請求していただくこととなります。

# 令和2年度一時保育利用料減収補填補助額

## <概要>

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和元年度から大幅に利用者数が減少していることから、令和元年度の利用料収入から令和2年度の利用料収入を差し引いた額を補填します。

## <申請>

この補助は、令和2年度の追加補助です。

本市から、利用料減収補填補助額を記載した通知書を4月9日（金）までにメールで送付しますので、通知に記載された補助額が正しいことを確認の上、保育第1課あてに押印付きの申請書を4月16日（金）までに、御提出ください。

※御提出いただく書類は申請書のみです。

## <注意事項について>

- ・利用料減収補填補助額は、まず令和2年度の利用者数を確定させる必要があることから、3月分の利用状況報告書を4月5日（月）までに御提出ください。
- ・この補助は4月末～5月初め頃の交付を予定しているため、申請書は締切厳守とさせていただきますので、御協力をお願いします。



# 幼稚園児が一時保育を利用する場合

幼稚園児が長期休暇等で一時保育を利用した場合、在籍幼稚園が無償化の対象施設に該当するかによって、一時保育の利用料金が無償化の対象になる場合があります。在籍幼稚園が無償化の対象施設かどうかを川崎市公式ウェブサイトで公表しておりますので、ご参照ください。

年度ごとに対象施設が変わるため、HPを必ず参照してください。

ホームページURL：「幼児教育・保育の無償化対象施設（公示）」  
<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000110340.html>

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆被保護世帯の児童

① 現年度発行であるか  
→ 右上を確認

② 利用料免除開始日が  
「生活保護法による扶助  
開始日」に適合するか  
→ 左下を確認

※ 年度内有効として取り扱う  
= 状況が変わらない限り、  
四半期ごとに取得し直す  
必要はない

川崎市証明 (被) 護 号  
令和 年 月 日

被 保 護 証 明 書

現 住 所  
世 帯 主 名  
使 用 目 的  
該 当 世 帯 員

扶助の種類 生活 住宅 医療  
上記の者は 平成 年 月 日 から  
生活保護法による扶助を受けていることを証明する。

但し、外国籍の方については、「生活保護法」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発382号厚生省社会局長通知）」に基づく措置」と読み替えます。

川崎市 福祉事務所 所長印

※ 被保護証明書  
のサンプルです

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆市民税非課税世帯の児童①

- ① 提出すべき年度の  
ものであるか  
→左上を確認  
※第1四半期は前年度  
第2四半期以降は現年度
- ② 川崎市の発行であるか  
→右下を確認  
※川崎市でない場合は  
口頭で住所を確認
- ③ 扶養人数を確認  
→左下を確認  
※16歳未満の人数が  
父・母ともに0になっていないか
- ④ 原則父・母の2人分の  
提出があるか  
※2人分の提出がない場合も含め  
注意点については次ページ以降を参照

市民税・県民税非課税証明書

納税義務者 住所  
氏名

年度

課税額 (a)+(b)+(c)+(d)	¥0 円	地方税法第295条の規定					
合計所得金額	¥0 円	一定所得金額以下により非課税					
市民税 所得割額(a)	¥0 円	市民税 均等割額(b)	¥0 円	県民税 所得割額(c)	¥0 円	県民税 均等割額(d)	¥0 円

所得控除

基礎所得控除計	¥330,000 円
以下余白	¥330,000 円

税額控除 (参考) 税額移譲前税額控除額及び所得割額

	市民税	県民税	住宅借入金等控除額(市)	¥0 円
調整控除	¥0 円	¥0 円	寄附金税額控除額(市)	¥0 円
住宅借入金	¥0 円	¥0 円	市民税所得割額	¥0 円
寄附金	¥0 円	¥0 円	県民税所得割額	¥0 円
その他	¥0 円	¥0 円	余白	

給与収入金額 ¥0 円  
公的年金等収入金額 ¥0 円  
備考 総所得金額 ¥0 円

扶養人数 1人(うち 1人)  
( )内は、16歳未満の人数

川崎市証明財 市 第 号  
上記のとおり相違ないことを証明します。  
令和 年 月 日

川崎市 市長 印

※非課税証明書のサンプルです

※年度内有効として取り扱う  
＝状況が変わらない限り、四半期ごとに取得し直す必要はない

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆市民税非課税世帯の児童②

16歳未満の扶養人数が  
父・母ともに0の場合

※ひとり親世帯ではそのひとり親の  
非課税証明書の16歳未満の扶養人数が0



祖父母等の扶養に入っている  
可能性があるため、その旨を  
保護者へ確認し、必要に応じて祖父母等の非課税証明書を  
求める

市民税・県民税非課税証明書

納税義務者 住所  
氏名  
年度

課税額 (a)+(b)+(c)+(d)	¥0 円	地方税法第295条の規定	
合計所得金額	¥0 円	一定所得金額以下により非課税	
市民税 所得割額(a)	¥0 円	市民税 所得割額(c)	¥0 円
均等割額(b)	¥0 円	均等割額(d)	¥0 円

所得控除

基礎所得控除計	¥330,000 円
以下余白	¥330,000 円

税額控除 (参考) 税源移譲前税額控除額及び所得割額

調整控除	¥0 円	市民税	¥0 円	県民税	¥0 円	住宅借入金等控除額(市)	¥0 円
住宅借入金	¥0 円					寄附金税額控除額(市)	¥0 円
寄附金	¥0 円					市民税所得割額	¥0 円
その他	¥0 円					県民税所得割額	¥0 円
						余白	¥0 円

給与収入金額 ¥0 円  
公的年金等収入金額 ¥0 円

備考 総所得金額 ¥0 円

扶養人数 0人(うち 0人)  
( )内は、16歳未満の人数

川崎市証明財か市 第 号  
上記のとおり相違ないことを証明します。  
令和 年 月 日  
川崎市 長印

※非課税証明書の  
サンプルです



# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆市民税非課税世帯の児童③

備考に

「〇〇(祖父母・父等の氏名)の  
扶養親族です」と  
記載があった場合



〇〇(祖父母・父等の氏名)の  
非課税証明書の提出が必要

市民税・県民税非課税証明書

納税義務者 住所  
氏名

令和	年度	課税額 (a)+(b)+(c)+(d)		¥0 円
	合計所得金額	市民税	所得割額(a)	¥0 円
	*****円		均等割額(b)	¥0 円
		県民税	所得割額(c)	¥0 円
			均等割額(d)	¥0 円

備考 〇〇〇〇の扶養親族です(配偶者を含みます。)

給与収入金額 \*\*\*\*\*円  
公的年金等収入金額 \*\*\*\*\*円  
扶養人数 ( )円は、1名未満の人数 \*\*\*人(うち \*\*\*人)

川崎市証明財 市幸第 号  
上記のとおり相違ないことを証明します。  
令和 年 月 日  
川崎市 市長印

※非課税証明書の  
サンプルです

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆市民税非課税世帯の児童④

父あるいは母のみの  
提出があった場合



「寡婦(寡夫)により非課税」  
と記載があれば  
1人分の提出でOK

市民税・県民税非課税証明書

納税義務者 住所  
氏名  
年度

課税額 (a)+(b)+(c)+(d)	Y0 円	地方税法第295条の規定
合計所得金額	円	
市民税 所得割額 (a)	Y0 円	
均等割額 (b)	Y0 円	
県民税 所得割額 (c)	Y0 円	寡婦により非課税
均等割額 (d)	Y0 円	

所得金額の内訳

給与 以下余白	円	社会保険料 寡婦(特別) 基礎 所得控除計 以下余白	円	円	円
------------	---	--	---	---	---

税額控除 (参考) 税源移譲前税額控除額及び所得割額

	市民税	県民税	住宅借入金等控除額(市)	Y0 円
調整控除	Y0 円	Y0 円	寄附金税額控除額(市)	Y0 円
住宅借入金	Y0 円	Y0 円	市民税所得割額	Y0 円
寄附金	Y0 円	Y0 円	県民税所得割額	Y0 円
その他	Y0 円	Y0 円	余白	

給与収入金額 Y0 円  
公的年金等収入金額 Y0 円  
扶養人数 4人(うち 4人)  
(1)内は、15歳未満の人数

備考 総所得金額 円

※非課税証明書の  
サンプルです

川崎市証明財か市田第 号  
上記のとおり相違ないことを証明します。  
令和 年 月 日  
川崎市 長 印

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆市民税非課税世帯の児童⑤

### 市民税・県民税非課税証明書

納税義務者 住所  
氏名

年度	課税額 (a)+(b)+(c)+(d)				¥0 円	地方税法第295条の規定
合計所得金額	市民税	所得割額(a)	¥0 円	所得割額(c)	¥0 円	一定所得金額以下により非課税
		均等割額(b)	¥0 円	均等割額(d)	¥0 円	
所得金額の内訳		所得控除				
給与 以下余白	円	社会保険料 生命保険料 障害者 配偶者 所得控除計 以下余白	円	円	円	
		税額控除		(参考) 税源移譲前税額控除額及び所得割額		
		調整控除	¥0 円	市民税	¥0 円	県民税
		住宅借入金	¥0 円	市民税	¥0 円	県民税
		寄附金	¥0 円	市民税	¥0 円	県民税
		その他	¥0 円	市民税	¥0 円	県民税
給与収入金額	円	備考 総所得金額		住宅借入金等控除額(市)	¥0 円	
公的年金等収入金額	円			寄附金税額控除額(市)	¥0 円	
扶養人数	5人(うち 4人)			市民税所得割額	¥0 円	
( ) 円は、16歳未満の人数				県民税所得割額	¥0 円	
				余白	¥0 円	

父あるいは母のみの  
提出があった場合

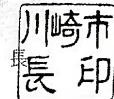


所得控除の欄に  
「配偶者」と記載があれば  
1人分の提出でOK

※非課税証明書の  
サンプルです

川崎市証明財み市高第 号  
上記のとおり相違ないことを証明します。  
令和 年 月 日

川崎市



# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆里親に委託されている児童

- ① 施設が里親からコピーをもらい提出
- ② 委託年月日と同日以降の利用であるか

※発行年月日は現年度でなくても可

川こ北児第 号ー  
令和 年 月 日

児童委託証明書

川崎市北部児童相談所

児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、次の児童を、現在、里親に委託していることを証明いたします。

委託児童氏名

生年月日

委託里親名

里親の住所

委託年月日

※児童委託証明書のサンプルです



# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆児童扶養手当受給世帯

児童扶養手当証書	申請番号 第 _____ 号	支払金融機関
	受給者氏名 _____	_____
	生年月日 _____	(令和 ____年 ____月 ____日 ____号)
	手当月額 _____	_____
	支給対象児童数 _____	(令和 ____年 ____月 ____日 ____号)
	支給開始年月 _____	_____
<p>上記のとおり児童扶養手当法によって支給します。 ただし、支給停止を受けているときは、その期間、支給停止額を控除した金額を支給します。</p>		住所
		_____
		(令和 ____年 ____月 ____日 ____号)
		_____
		(令和 ____年 ____月 ____日 ____号)
		記事
		_____

川崎市長

令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市  
長 印

有効期限 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

※手当の受給が確認できる通知でも代用可  
※有効期限は10月末に設定されているため、  
第3四半期は、現年度10月末期限の証書と  
翌年度10月末期限の証書が必要となるので  
注意が必要

利用日が有効期間内に  
含まれているか  
→左下を確認

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆きょうだい減免・多胎児①

※年度内有効として取り扱う  
 = 状況が変わらない限り、  
 四半期ごとに取得し直す  
 必要はない

① 「世帯全員の住民票の原本と  
 相違ないことを証明します」  
 と記載があるか  
 → (最終頁の)最下部を確認

② 現年度発行であるか  
 → (最終頁の)最下部を確認

本書には不正防止処理を  
 画面に施してあります。

※住民票の写しの  
 サンプルです

氏名 田 (空欄)	性別 男	続柄 子
本籍 省 略	住民票 コード 個人番号 省 略	住民票 コード 個人番号 省 略
住民票 コード 個人番号 省 略	住民票 コード 個人番号 省 略	住民票 コード 個人番号 省 略
住民票 コード 個人番号 省 略	住民票 コード 個人番号 省 略	住民票 コード 個人番号 省 略

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

川崎市 区長

川崎市  
区長印

本書には不正防止処理を  
 画面に施してあります。

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る拳証資料一覧

## ◆きょうだい減免・多胎児②

世帯全員の記載がある  
住民票の取得は  
この中の

「世帯全員」を選択

**みどり** 住民票等の請求・申出書 川崎市

令和 年 月 日

①どなたの証明が必要ですか

住所 川崎市 区

氏名 フリガナ 生年月日 明・大・昭・平・令 / 西暦 年 月 日

②どの証明が何通必要ですか

<input type="checkbox"/> 住民票の写し (300円)	世帯 全員	通	(必要な人の氏名・生年月日)
<input type="checkbox"/> 消除者( )を含む <input type="checkbox"/> 除票	世帯 一部	通	明・大・昭・平・令 / 西暦 年 月 日
<input type="checkbox"/> 記載事項証明書 (300円)	世帯 全員	通	明・大・昭・平・令 / 西暦 年 月 日
<input type="checkbox"/> その他 ( ) 証明書	世帯 一部	通	明・大・昭・平・令 / 西暦 年 月 日

※住民票を請求する際の  
申出書のサンプルです

請求・申出には本人確認書類が必要

9

# 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

## ◆きょうだい減免・多胎児③

認可保育所等に在籍・利用していることが分かる書類 例：施設の連絡帳、施設からの配布物など  
一時保育事業を利用していることが分かる書類 例：利用日の領収書、予約表など

※「一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧・別表」も併せてご参照ください。

## 認可保育所等

認可保育所	医療型児童発達支援
認定こども園	企業主導型保育事業の通常保育
地域型保育事業	幼稚園
特別支援学校幼稚部	川崎認定保育園
児童心理治療施設	年度限定型保育事業
児童発達支援	おなかま保育室

※一時保育事業は対象児童と同日に利用する場合に限る

## 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

- 施設を利用していることが分かる書類とは、例えば、施設からの配布物の写し、施設で使用している連絡帳の写しなどで、施設名が読み取れる書類を想定しています。
- 一時保育を利用していることが分かる書類とは、利用日の領収書、利用日が記載された施設の管理簿・予約表などを想定しています。
- 表に示された書類のほかに、併せて**住民票の提出も必要**ですので、ご注意ください。

### ◆未就学のきょうだい児童が2人の場合における免除区分と提出書類のパターン例

	第一子			第二子			備考
	在席施設 利用事業	必要書類	免除区分	在席施設 利用事業	必要書類	免除区分	
例1	認可保育所	認可保育所を 利用していることが 分かる書類		一時保育	なし	半額免除	
例2	一時保育	なし	半額免除	認可保育所	認可保育所を 利用していることが 分かる書類		
例3	一時保育	一時保育を 利用していることが 分かる書類	免除なし	一時保育	なし	半額免除	※同日に一時保育を 利用する場合に限る
例4	年度限定型保育	年度限定型保育を 利用していることが 分かる書類		一時保育	なし	半額免除	
例5		なし		一時保育	なし	免除なし	
例6	幼稚園に在籍 休園時に一時保育	幼稚園を 利用していることが 分かる書類	免除なし	一時保育	なし	半額免除	※同日に一時保育を 利用する場合に限らない

## 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

- 施設を利用していることが分かる書類とは、例えば、施設からの配布物の写し、施設で使用している連絡帳の写しなどで、施設名が読み取れる書類を想定しています。
- 一時保育を利用していることが分かる書類とは、利用日の領収書、利用日が記載された施設の管理簿・予約表などを想定しています。
- 表に示された書類のほかに、併せて**住民票の提出も必要**ですので、ご注意ください。

### ◆未就学のきょうだい児童が3人の場合における免除区分と提出書類のパターン例

	第一子			第二子			第三子			備考
	在席施設 利用事業	必要書類	免除区分	在席施設 利用事業	必要書類	免除区分	在席施設 利用事業	必要書類	免除区分	
例1	認可保育所	認可保育所を利用していることが分かる書類		認可保育所	認可保育所を利用していることが分かる書類		一時保育	なし	無料	
例2	認可保育所	認可保育所を利用していることが分かる書類		一時保育	なし	無料	認可保育所	認可保育所を利用していることが分かる書類		
例3		なし			なし		一時保育	なし	免除なし	
例4	認可保育所	認可保育所を利用していることが分かる書類			なし		一時保育	なし	半額免除	
例5	認可保育所	認可保育所を利用していることが分かる書類		一時保育	一時保育を利用していることが分かる書類	半額免除	一時保育	なし	無料	※同日に一時保育を利用する場合に限る
例6	一時保育	一時保育を利用していることが分かる書類	免除なし	一時保育	一時保育を利用していることが分かる書類	半額免除	一時保育	なし	無料	※同日に一時保育を利用する場合に限る
例7	幼稚園に在籍 休園時に一時保育	幼稚園を利用していることが分かる書類	免除なし	一時保育	なし	半額免除	一時保育	なし	無料	※第二子、第三子が同日に一時保育を利用する場合に限る
例8	幼稚園に在籍	幼稚園を利用していることが分かる書類		一時保育	なし	半額免除	一時保育	なし	無料	※同日に一時保育を利用する場合に限る
例9	幼稚園に在籍 休園時に一時保育	幼稚園を利用していることが分かる書類	免除なし		なし		一時保育	なし	半額免除	

## 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

- 施設を利用していることが分かる書類とは、例えば、施設からの配布物の写し、施設で使用している連絡帳の写しなどで、施設名が読み取れる書類を想定しています。
- 一時保育を利用していることが分かる書類とは、利用日の領収書、利用日が記載された施設の管理簿・予約表などを想定しています。
- 表に示された書類のほかに、併せて**住民票の提出も必要**ですので、ご注意ください。

### ◆未就学のきょうだい児童で多胎児を含む場合における免除区分と提出書類のパターン例

※太線は多胎児を表しています。

	第一子			第二子			第三子		
	在席施設 利用事業	必要書類	免除区分	在席施設 利用事業	必要書類	免除区分	在席施設 利用事業	必要書類	免除区分
例1	一時保育	なし	無料	一時保育	なし	無料			
例2		なし		一時保育	なし	無料			
例3	一時保育	なし	免除なし	一時保育	なし	無料	一時保育	なし	無料
例4	一時保育	なし	免除なし		なし		一時保育	なし	無料
例5	一時保育	なし	無料	一時保育	なし	無料	一時保育	なし	免除なし
例6	一時保育	なし	無料		なし		一時保育	なし	免除なし
例7	一時保育	なし	無料	一時保育	なし	無料	一時保育	なし	無料
例8	幼稚園に在籍 休園時に一時保育	幼稚園を 利用していることが 分かる書類	免除なし	幼稚園に在籍 休園時に一時保育	幼稚園を 利用していることが 分かる書類	免除なし	一時保育	なし	無料
例9	幼稚園に在籍 休園時に一時保育	幼稚園を 利用していることが 分かる書類	免除なし	幼稚園に在籍	幼稚園を 利用していることが 分かる書類		一時保育	なし	無料
例10	認可保育所	認可保育所を 利用していることが 分かる書類		認可保育所	認可保育所を 利用していることが 分かる書類		一時保育	なし	無料



## 一時保育事業補助金・加算補助額に係る挙証資料一覧

- ・施設を利用していることが分かる書類とは、例えば、施設からの配布物の写し、施設で使用している連絡帳の写しなどで、施設名が読み取れる書類を想定しています。
- ・一時保育を利用していることが分かる書類とは、利用日の領収書、利用日が記載された施設の管理簿・予約表などを想定しています。
- ・表に示された書類のほかに、併せて**住民票の提出も必要**ですので、ご注意ください。

◆未就学のきょうだい児童が4人以上の場合における免除区分と提出書類のパターン例

※太線は多胎児を表しています。

	第一子			第二子			第三子			第四子			第五子		
	在席施設 利用事業	必要書類	免除区分	在席施設 利用事業	必要書類	免除区分	在席施設 利用事業	必要書類	免除区分	在席施設 利用事業	必要書類	免除区分	在席施設 利用事業	必要書類	免除区分
例1	認可保育所	認可保育所を 利用していることが 分かる書類		一時保育	一時保育を 利用していることが 分かる書類	半額免除	一時保育	なし	無料	一時保育	なし	無料	一時保育	なし	無料
例2		なし		一時保育	なし	免除なし	一時保育	なし	無料	一時保育	なし	無料			
例3		なし		一時保育	一時保育を 利用していることが 分かる書類	免除なし	一時保育	一時保育を 利用していることが 分かる書類	半額免除	一時保育	なし	無料	一時保育	なし	無料
例4	認可保育所	認可保育所を 利用していることが 分かる書類		一時保育	なし	無料	一時保育	一時保育を 利用していることが 分かる書類	半額免除	一時保育	なし	無料			